

平成 23 年 1 月 11 日

| |
|--|
| <p>公 募</p> <p>河川区域内の雑木伐採の希望者を公募します。 (伐採雑木は無償で持ち帰ることができます。)</p> |
|--|

1. 目 的

河川敷に繁茂している雑木は、洪水時に流れを阻害したり、倒れて流出し、橋梁、堰等に引っかかり洪水をせき上げるなど、治水上の問題となる恐れがあります。また、河川巡視時に視界を遮り、ゴミの不法投棄の発見が遅れるなど、監視の妨げとなることもあります。

一方、雑木がある河川環境や景観も地域の財産の一つとなっており、それら環境や景観と河川管理を共存させていく必要があります。

このため、計画的に河川敷に繁茂している雑木の伐採等の管理を実施しておりますが、多くの費用を要するため、全てを対処するまでには至っていない状況です。

そこで、河川敷に繁茂している雑木について、公募により希望者に伐採していただき、その伐採木を無償で持ち帰っていただくことにより、伐採費用の縮減と伐採木の有効利用を図っていくものです。

2. 募集概要

① 募集内容

- ・公募箇所は、原則として1区画／人とし、区画の指定はできません。
- ・応募多数の場合は抽選により決定します。

② 応募資格

- ・応募資格は、募集地区内及びその近隣に在住・勤務地のある個人、法人、地方自治体とし、伐採木の使用用途は自家消費される方に限定します。

③ 伐採条件

- ・伐採、搬出の費用は、全て伐採を認められた応募者の負担とし、伐採した雑木は無償で持ち帰ることができます。
- ・第三者へ危害を及ぼした場合は、伐採者が賠償責任を負います。
- ・運搬方法は、軽トラック程度としています。
- ・伐採作業は、概ね4週間程度を作業期間としています。
- ・作業時間は、角田出張所管内が8時30分から17時15分、名取川出張所管内が9時15分から18時を基本とします。

※詳細については、募集要領をご覧ください。

3. 募集要領

1) 募集区画

- ① 公募区画数は、原則としてお一人様1区画とします。(角田出張所管内：1区画あたり約1,000m²、名取川出張所管内：1区画あたり約400m²)
- ② 公募箇所は、位置図に示す箇所を予定しております。なお、現地の状況により変更する場合があります。
- ③ 樹種、雑木の太さ及び樹高は、区画により異なりますが、区画を指定することはできません。
- ④ 伐採する区画まで、軽トラック程度は進入が可能です。
- ⑤ 公募箇所は以下のとおりです。

○阿武隈川

【角田出張所管内】

- ・住所：伊具郡丸森町舘矢間地先
(阿武隈川下流左岸の河口から36.4k付近)
- ・伐採面積：約17,000m²(17区画)
- ・現地問い合わせ先：
東北地方整備局仙台河川国道事務所角田出張所
〒981-1523 角田市梶賀字高畑北322番地3
TEL 0224-63-2315 FAX 0224-62-0968

○名取川

【名取川出張所管内】

- ・住所：仙台市太白区柳生字土手外地先
(名取川右岸の河口から8.4k付近)
- ・伐採面積：約1,600m²(4区画)
- ・現地問い合わせ先：
東北地方整備局仙台河川国道事務所名取川出張所
〒982-0003 仙台市太白区郡山字源兵衛東63番
TEL 022-248-2249 FAX 022-249-3589

2) 応募資格

募集地区内及びその近隣に在住若しくは本店、営業所等を有する、個人、法人、地方自治体などとします。

伐採木の使用用途として、自家消費される方に限定させていただきます。形状、加工を問わず、第三者へ有償若しくは販売促進等で無償配付することを目的としての応募は対象外です。

3) 応募者多数の場合の伐採資格者の決定方法

公共機関または公益的事業を実施する団体等を優先します。それ以外の応募者については、後日抽選を行い、区画の割り当てを含めて公平に決定し、速やかに伐採資格者に通知します。抽選結果に対しての不服申し立ては認められません。

4) 伐採条件

各伐採箇所においては、下記の条件及び別紙承認申請書の条件に従い実施して下さい。

(1) 実施内容、費用等の負担

伐採、搬出に要する費用及び労力は、全て伐採を認められた応募者(以

下「伐採資格者」という)の負担とします。伐採した雑木は無償で持ち帰ることができます。

なお、小枝の処理については、持ち帰りを原則としますが、伐採資格者が持ち帰りを希望しない場合は、事前に指示する区画内の1箇所に集積していただきます。

(2) 第三者への危害の防止及び賠償責任

伐採作業に伴い、堤防天端道路等の河川利用者、民地所有者、占用者及び他区画の伐採資格者等へ危害を及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、万一第三者へ危害を及ぼしたときは、伐採者が賠償責任を負うものとし、

事故及び第三者に危害を及ぼした場合、苦情等を受けた場合は速やかに、担当出張所に申し出て下さい。

(3) 伐採時期

公募期間終了後、速やかに伐採資格者を選定し通知いたしますので、別紙「河川敷地内の雑木伐採にかかる承認申請書」を提出していただきます。

伐採作業については、所要の手続き等が完了後、各自の区画について平成23年2月上旬から2月下旬までの4週間程度の期間内に実施していただきます。具体的な日程等は、許可申請書提出の際に担当出張所と協議していただきます。

(4) 作業実施時間

角田出張所管内については8時30分から17時15分若しくは日没まで、名取川出張所管内については9時15分から18時若しくは日没までとします。なお土日祝日の作業については担当出張所に前日までに作業予定表を提出することにより可能とします。

(5) 伐採木にあたっての留意事項

伐採区画内の樹種にハリエンジュ(ニセアカシヤ)が含まれている場合には、ハリエンジュが外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)で「要注意外来生物リスト」に指定されており、環境省から適切な取り扱いの協力を求められていることから、燃焼やチップ化など分布拡大のない使用目的に限定させていただきます。

5) 申し込み方法

別紙申し込み用紙に必要事項を記載し、応募期限を必着とし、郵送、ファックス及び持参のいずれかの方法により提出して下さい。なお、申し込み用紙の入手方法は、担当出張所を訪れていただくか、もしくはホームページから印刷して下さい。

応募者には、簡単なアンケートへの協力をお願いいたしますので、申込書と併せての提出をお願いします。

① 応募受付期間：平成23年1月11日(火)～平成23年2月4日

(金) 申込書を持参する場合は、土曜日、日曜日、祝祭日を除き、角田出張所が8時30分～17時15分、名取川出張所が9時15分～18時までとします。

② 受付場所：3. 1) ⑤に示す担当出張所

6) その他

① 応募者は、やむを得ない事由が発生した場合は、いつでも取り下げの

申し出が可能です。

- ② 当選を通知した後、河川管理上好ましくない行為があった場合には、承認を取り消し、場合によっては原状回復等の措置を求めることがあります。
その場合、伐採のためそれまでに生じた費用はご当人にご負担いただきます。
- ③ 公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず手続きを途中でとりやめる場合があります。この場合はご了承願います。

応募様式

平成 年 月 日

東北地方整備局
仙台河川国道事務所長 殿

応募者
住所〒
氏名

印

平成23年1月11日付けで公募されました、河川区域内の雑木伐採について応募します。

記

1. 応募箇所

〇〇市〇〇地先（〇〇川〇岸〇〇k付近）

2. 伐採木の使用目的

ほだ木 薪 その他（ ）

3. 応募者の連絡先

電話番号（携帯可）：

F A X :

E-mail :

承認申請書

河川敷の雑木伐採にかかる承認申請書

平成 年 月 日

東北地方整備局長 殿

住所
氏名

印

下記のとおり、河川敷の雑木を伐採したいので、河川法第20条の承認を申請します。

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 河川の名称 | 〇〇川水系〇〇川 |
| 2. 目的 | 雑木の伐採及び搬出 |
| 3. 場所 | 〇〇市〇〇地先 ※応募箇所を記載 |
| 4. 工事内容 | 区画の雑木の伐採及び搬出 |
| 5. 工事の実施方法 | 例) チェーンソーによる伐採、軽トラックによる搬出 例) 隣接区画と同時伐採時には、倒木が隣接区画に入らないように気をつける。 例) 伐採した雑木は、全て自家消費に供する。 |
| 6. 工期 | 承認の日から、平成23年2月28日 |
| 7. 行為面積 | 区画の面積 m ² |

実施にあたっての条件

- 伐採、搬出に伴い第三者に生じた損害については伐採者の負担とする。
- 設置した仮設物は洪水により支障の生ずるおそれがあるとき又は河川管理者から指示があったときは直ちに撤去する。出水により伐採箇所が冠水するおそれがある場合は作業を行わない。
- 河川管理施設を損傷しないよう注意し、損傷した場合には速やかに出張所に連絡し、その指示に従い原形復旧する。
- 自動車の乗り入れは河川管理者の指示に従う。
- ゴミ等は出さないものとし、使用後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努める。
- 枝を引き取らない場合は、出張所の指示に従い一箇所に集積する。
- 伐採個所以外の民地、占用地には立ち入らない。
- 指定された以外の雑木は伐採しない。野鳥の巣、貴重な動植物と思われるものが見つかった場合は速やかに出張所に連絡する。
- 当選を通知した後、伐採準備あるいは着手後においても、当選者に河川管理上好ましくない行為があった場合等には、伐採資格を取り消される場合がある。
また、その場合には、原状回復等の措置を求めることがあり、伐採のためそれまでに生じた費用は当選者が負担する。
- 事故等が発生した際は速やかに出張所に連絡し、その指示を受けること。